

議案第3号

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部改正について

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年9月2日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

鳥取県収入証紙の廃止に伴い、証明書等交付事務に係る手数料の納付方法の記載を修正するもの。

2 改正概要

納付方法について、鳥取県収入証紙規則の規定により手数料相当額の証紙を貼り付けて納付としていたものを、鳥取県会計規則その他の規則の定める方法により手数料を納付するものと改める。

3 施行期日

令和3年10月1日

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則（平成19年鳥取県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が教育委員会の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、<u>法令又は条例の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を納付することとされているときは、申請者は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）その他の規則の定めるところにより、当該証明書等交付事務に係る手数料を納付するものとする。</u></p>	<p>(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が教育委員会の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、<u>鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を証紙により納付することとされているときは、申請者は、同規則の定めるところにより、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付けて納付するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。